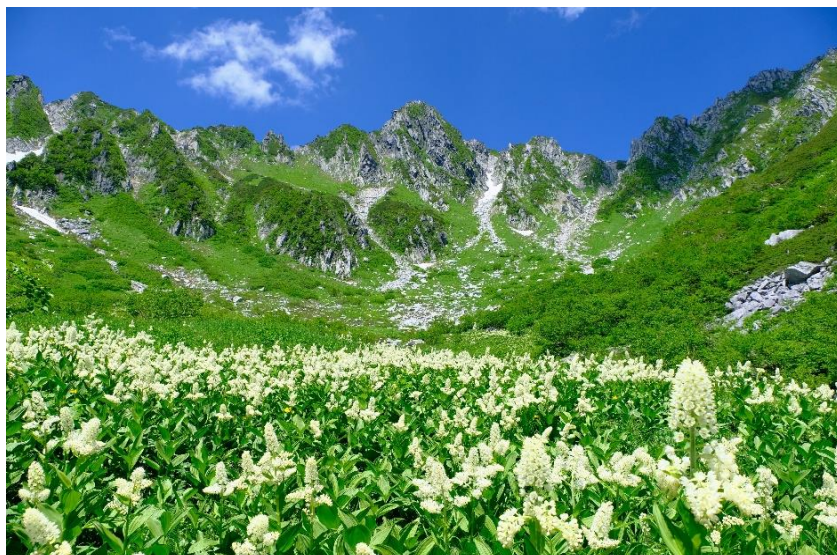


駒ヶ根市地域おこし協力隊 募集要領

空き家を掘り起こして移住希望者・空き家・地域をマッチングして移り
住みたくなる魅力に富んだまちづくりを作り出す地域おこし協力隊を募集します！

【令和5年6月1日採用予定】



◆駒ヶ根市は？

南北に長い長野県の南に位置する南信州・駒ヶ根市。中央アルプス（木曾山脈）と南アルプス（赤石山脈）の豊かな自然に囲まれて、四季折々の情景が愉しめます。中央アルプスの麓は別荘地エリア、そこから車で5分も降りれば、市民の生活圏エリアである中心市街、さらに国道を横切り東へ向かうとそこにはのどかな農業地域が広がります。車で約15分圏内に観光地、市街地、農業地が収まり、そのこじんまりとしたエリアにたくさんの人々の暮らしがあります。

また、中央アルプスを中心とする観光地エリアは年間約50万人の観光客が訪れ、雪解けの春から紅葉の秋にかけて賑わいを見せます。一方で市街地は、人口の高齢化が進み、かつてにぎやかだった駅前の商店街も、建物の老朽化や活用の目処の立たない空き家も増えてきました。一世を風靡した昭和の商店街開発も、人々のライフスタイルの変化とともに魅力が失われつつあります。日本の原風景である看板建築や民家や蔵などもなくなり、駒ヶ根の地域の景色が変わろうとしています。

世界に誇れる中央アルプス駒ヶ岳ロープウェイや駒ヶ根高原、早太郎温泉郷、国の重要文化財である名刹光前寺などの観光資源、B級グルメで有名な「駒ヶ根ソースかつ丼」、アルプスの伏流水で作られる美酒の数々などがあり、全国各地から観光客やファンが訪れる風光明媚な観光都市です。

さらに全国に2つしかない青年海外協力隊訓練所や青年海外協力協会（JOCA）本部、長野県看護大学などが立地しており、国際交流も含め多様な文化の香り漂う文化都市でもあります。

1 募集概要

本市では、他市町村に先駆け、先輩移住者と、不動産・建設・金融などの民間事業者と行政が一体となり、信州駒ヶ根暮らし推進協議会を設立し、駒ヶ根市への移住をサポートしております。しかし、少子高齢化の影響などから、人口は2008年にピークを迎えてから減少に転じており、将来にわたってまちの持続可能性と活力を維持していくためには、市外からの転入者、移住者をいかに増やしていくかが大きな課題となっています。

駒ヶ根市は、過去に住みよさランキングで全国1位となった実績があり、移住者に魅力的で人気のエリアです。しかし、困っているのが移住者の皆さんに提供できる住宅が不足していることです。令和2年度に市内全域で空家等実態調査を行った結果、328件の空き家を確認しました。実際にこのように空き家は存在するのですが、「人に貸したり売ったりするのは抵抗がある」「お盆やお正月には子どもたちが使うかも」「片付けが面倒で」などという理由で空き家を手ばなせずにいる方も多くいらっしゃいます。

そこで、地域の方々や協議会と連携しながら、空き家の掘り起こしを行い、空き家バンクの物件数を増やし、リノベーションし移住希望者の住まいとして活用の道を探ったり、移住者がスムーズに地域になじめるようなお手伝いをしてくれる方を募集します。地域一体となって、移住支援を行っているこの地域で、新しい動きをけん引してくれるパワーと熱意のあるかた、お待ちしております！



移住者、移住検討者、地元民をつなぐ移住者交流会

(1) 空き家バンク流通促進と空き家の掘り起こしに係る業務

①空き家の情報把握業務

空家等実態調査結果を基に空家調査員として市内全域の外観調査等を行い、空き家情報のデータを整備。空き店舗も含む。

②空き家所有者の相談窓口業務

空き家所有者の問題解決に向けた伴走支援
空き家相談会の参加

③空き家バンク登録推進業務

空き家バンク申請処理、立会い、業者間との連携

④空き家流通、移住促進に向けた企画立案・実施

空き家流通に係る市内業者とのネットワークづくり
空き家問題に対する意識醸成、啓発活動（情報発信）

(2) 移住促進事業活動

①移住イベントへの参加、協力

②リアル体験住宅の管理



空家実態調査



空き家相談会



空き店舗ツアー



駅前の商店街

2 募集人員

空き家の掘り起こし・空き家バンク利活用担当 1名

3 活動地域 駒ヶ根市全域

4 勤務先 駒ヶ根市役所

5 応募資格

(1) 年齢が25歳以上60歳以下の方(令和5年5月31日現在)

(2) 現在次の地域に居住しており、赴任後生活の拠点を駒ヶ根市に移し、住民票を異動できる方。

- ・3大都市圏※1内の都市地域、または政令指定都市に居住している方。
- ・3大都市圏外の都市地域、若しくは3大都市圏内外問わず一部条件不利地域※2のうち「条件不利区域※3」以外の区域に居住している方。(ただし、3大都市圏以外の地域(政令指定都市を除く)から住所を移す場合は、駒ヶ根市内の「中沢区」内に限る。)

※1 3大都市圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、

京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県

- ※2 一部条件不利地域：①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村のうち、「過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）」、「⑤から⑦の対象地域、指定地域に該当する市町村」、「その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域」に該当する市町村以外の市町村。
- ※3 条件不利区域：一部条件不利区域のうち、「過疎地域とみなされる区域」、「振興山村」、「離島振興対策実施地域」又は「半島振興対策実施地域」をいう

- (3) 地域の活性化に対する知識と熱意を有して積極的に企画・活動し、最長で3年間は継続して活動できる方。
- (4) 地域おこしに意欲と情熱があり、活動内容について知識を有しており、地域住民等と積極的に協働できる方。
- (5) 普通自動車運転免許証を有し、日常的に自動車の運転ができる方。
- (6) 携帯電話やパソコン、携帯情報端末等の情報通信機器を使用でき、ワード、エクセル、ソーシャルネットワーキングサービス等を活用できる方。
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方。
- (8) 委嘱期間終了後も駒ヶ根市において定住・就業・起業に意欲のある方。

6 委嘱形態及び期間

- (1) 駒ヶ根市の会計年度任用職員として駒ヶ根市長が委嘱します。
- (2) 期間は着任日から最長3年間。（任用開始時期は、令和5年6月1日以降とし、面接時に相談させていただきます。また、年度ごとの更新を行い、最長で着任日から3年間とします。）
- (3) 協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

7 勤務日数・勤務時間・休暇等

- (1) 原則として週5日、1日7.5時間の勤務とします。
- (2) 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休日とします。（イベントなど休日出勤あり）
- (3) 休日に勤務した場合には振替（代休）での対応となります。
- (4) 年次有給休暇があります。

8 報酬

報酬は月額171,700円とします。賞与あり（6月、12月）

9 待遇及び福利厚生

- (1) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）に加入します。
上記のほか団体総合生活保証保険に加入します。
- (2) 活動に関連して出張する場合は、市の規定により旅費を支給します。
- (3) 活動に必要な経費（消耗品購入、研修参加費等）は予算の範囲内で支給します。

- (4) その他、通勤手当や住居費用等は、市の規定により予算の範囲内で支給します。
- (5) 転居に係る費用は1回に限り100,000円を上限に補助します。

10 応募手続き

- (1) 応募受付期間 令和5年3月24日(金)まで(必着)
 - (2) 提出書類
 - ①応募用紙(駒ヶ根市のホームページからダウンロードしてください。)
 - ②住民票の写し(令和5年2月1日以降に取得したもの。コピー可)
 - ③運転免許証のコピー
 - (3) 提出方法 郵送または持参
 - (4) その他
 - ①応募に係る費用は全て応募者の自己負担となります。
 - ②提出された書類は返却しません。また、提出された個人情報については、本公募のみに使用し、その他の用途には使用しません。
- ※以下の要件の方は選考にあたり優遇します
- ・不動産、建築関係資格取得者
 - ・不動産関連会社、住宅建築関係会社等への勤務経験

11 選考方法

- (1) 第1次選考
 - ①受付終了後、直ちに書類審査により第1次選考を行います。
 - ②選考結果は、4月5日(水)までに応募者全員に履歴書に記載の住所に文書で発送します。
- (2) 第2次選考
 - ①第1次選考合格者を対象に、4月中下旬駒ヶ根市において面接試験を実施する予定です。
 - ②日時・場所については第1次選考結果通知にて対象者の方にお知らせします。
 - ③第2次選考会場までの交通費等は応募者の負担となります。
- (3) 最終選考結果の通知
 - ①第2次選考終了後、文書にて個別に通知します。発送は5月初旬を予定しています。

12 問い合わせ・応募先

駒ヶ根市役所 産業部 商工観光課 課長：小原昌美 移住交流促進室長：吉澤淳
〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号
TEL (代表) 0265-83-2111 (内線) 436
FAX 0265-83-1278
Mail: iju@city.komagane.nagano.jp